

告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期間検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成三十年四月十三日

埼玉県計量検定所長 小堀和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
東秩父村	平成三十年五月二十八日から八月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越 生 町	平成三十年五月三十日から八月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
戸 田 市	平成三十年六月四日から九月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
蕨 市	平成三十年六月七日から九月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鳩 山 町	平成三十年六月十二日から九月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

鶴ヶ島市	入間市	坂戸市	東松山市
平成三十年七月六日から十月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年七月十一日から十月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年七月二十三日から十一月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年七月二十六日から十月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同